# 2019年度 法学類判例研究執筆・提出要領について

① 「判例研究」を履修しようとする者は、あらかじめ、研究対象とする裁判例と指導教員を決め、指導教員の承認を得た上で、所定の申請書を次の期日までに教務係へ提出するとともに Web の履修登録を必ず行うこと。

<u>前期:4月19日(金)12時まで後期:10月4日(金)12時まで</u> **※Web** 履修登録期間とは締切日が違うので注意すること。

- ② 履修者は今年度の前期または後期に指導教員の指導を受けることになる。ただし、「判例研究」のための授業時間は時間割表の中に固定的に組み入れられていないので、適宜指導教員の指示に従うこと。
- ③ 論稿は、次の要領で作成すること。
  - (ア) 原稿はA4判横書き、40字×35行を原則とする。
  - (イ) 本文にはページ数を記入すること。
  - (ウ) 表紙と裏表紙をつけて、原則として左とじにする。
  - (エ) 表紙には、表題・主たる研究対象裁判例(出典)・氏名・名列番号・学籍番号・指導教員名・提出年月日を記入する。
- ④ 論稿は、教務係へ2部(原本及びコピー1部)提出し、電子媒体(PDF原稿)も論稿提出後 1 週間以内に提出すること(論稿提出時に教務係で電子媒体の提出要領を配布する)。
- ⑤ **下記の提出期限を厳守すること。**交通事情・天候など不測の事態が起こりうるため、 期限より前に提出することが望ましい。

前期履修登録者 2019年 7月11日(木) 12:00 後期履修登録者 2020年 1月23日(木) 12:00

⑥ 判例研究の判定結果は、他の授業科目と同様に、S·A·B·C·不可で表示し、合格者には2単位を与える。

# 前期「判例研究」の履修手続について

以下のとおり、手続を進めますので、締切日を厳守して、履修手続きをするようにしてください。

## ■判例研究履修手続きのスケジュール

(1) 志望書の配布(教務係)	4月初旬
(2) 志望書の教務係への提出締切	4月 9日(火)正午
(3)志望状況一覧及び選考実施の有無の発表	4月10日(水)
(手続終了後定員以内の場合は履修が確定)	
(4)各教員による選考	4月12日(金)正午
(5) 未決定者申し込み期間	4月15日(月)正午
(6) 所属未決定者に対する調整	4月16日(火)
(7) 判例研究申請書の提出締切	4月19日(金)正午

教務係 (法学類担当)

# 後期「判例研究」の履修手続について

以下のとおり、手続を進めますので、締切日を厳守して、履修手続きをするようにしてください。

## ■判例研究履修手続きのスケジュール

(1) 志望書の配布(教務係)	7月下旬
(2) 志望書の教務係への提出締切	9月24日(火)正午
(3)志望状況一覧及び選考実施の有無の発表	9月25日(水)
(手続終了後定員以内の場合は履修が確定)	
(4)各教員による選考	9月27日(金)正午
(5) 未決定者申し込み期間	9月30日(月)正午
(6) 所属未決定者に対する調整	10月1日(火)
(7) 判例研究申請書の提出締切	10月4日(金)正午

教務係 (法学類担当)

### 2019年度 前期 判例研究志望書

【4月9日(火)正午:教務係提出〆切(厳守)】

学年	年
学籍番号	
名列番号	
学生氏名	
	第1志望:
指導を希望する教員名	
	第2志望:

「指導を希望する教員名」の欄には特定の教員名を記載すること。例えば「民法の教員」といったような、教員を特定できない記載は不可。第1志望(または第2志望)の記載欄にこのような記載をした場合、第1志望(または第2志望)の記載がなかったものとして扱われる。

#### 2019年度 前期 判例研究の指導が可能な教員は以下のとおりである。

憲法:山崎(2名)・稲葉(2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】)

行政法: 長内(2名)税財政法: 平川(2名)国際法: 稲角(2名)

刑法: 永井(2名)・小島(2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】)

刑事訴訟法: 大貝(1名) 労働法: 早津(2名)

民法 : 合田(2名)・宮本(2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】)

商法 : 村上(2名)・脇田(2名)

民事訴訟法:福本(2名) 経済法:洪 (2名)

国際私法・国際取引法:羽賀(2名)

知的財産法:大友(2名)

※()の数字は、指導可能な人数を表示。

### 2019年度 後期 判例研究志望書

【9月24日(火)正午:教務係提出〆切(厳守)】

学年	年
学籍番号	
名列番号	
学生氏名	
	第1志望:
指導を希望する教員名	
	第2志望:

「指導を希望する教員名」の欄には特定の教員名を記載すること。例えば「民法の教員」といったような、教員を特定できない記載は不可。第1志望(または第2志望)の記載欄にこのような記載をした場合、第1志望(または第2志望)の記載がなかったものとして扱われる。

#### 2019年度 後期 判例研究の指導が可能な教員は以下のとおりである。

憲法:山崎(2名)・稲葉(2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】)

行政法: 長内(2名)税財政法: 平川(2名)国際法: 稲角(2名)

刑法: 永井(2名)・小島(2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】)

刑事訴訟法: 大貝 (2名) 労働法 : 早津 (2名) 社会保障法: 石田 (2名)

民法: 合田(2名)・宮本(2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】)

商法 : 村上(2名)・脇田(2名)

民事訴訟法:福本(2名)経済法:洪 (2名)

国際私法・国際取引法:羽賀(2名)

知的財産法:大友(2名)

※()の数字は、指導可能な人数を表示。

## 法 学 類 長 殿

法学類	総合法学コース	年	
学籍番号			_
名列番号			
氏 名			印

# 「判例研究」受講申請書(前期・後期)

「判例研究」の受講を下記のとおり申請します。

記

主たる研究対象裁判例 (出典を表示すること)

(1)

2

3

(各行それぞれについての記載例)

- ①【簡易タイトルまたは事件名】 景観利益の侵害による不法行為の成否(国立高層マンション訴訟事件) など
- ②【裁判所等名・年月日】 最高裁平成 18 年 3 月 30 日第一小法廷判決 など
- ③【判例集・判例雑誌等の出典(判例集優先)】民集60巻3号948頁、判タ1209号87頁 など

判例研究指導教員

印

<sup>\*「</sup>判例研究」をWeb履修登録し、この申請書を期日までに教務係(法学類担当)へ提出してください。

#### I 「判例研究」(2019 年度前期) のタイムスケジュール

① 志望書配布から判例研究申請書提出まで〔別紙参照:掲示済〕 4月初旬-4月19日(金)12時(正午)

②「判例研究」報告会用報告タイトル等届出期限〔下記Ⅱ②ⅱ)参照〕 5月29日(水)17時

③「判例研究」報告会〔下記Ⅱ参照〕 6月25日(火)3-4限

7月2日(火)4限(予備日)

④「判例研究」提出期限〔別紙参照:掲示済〕 7月11日(木)12時(正午)

#### Ⅱ 「判例研究」報告会について

- ① 目 的
  - i) 指導教員以外の教員、学生を前にして報告することを念頭において「判例研究」を執筆することにより、その水準を高める。
  - ii) 口頭での報告を練り上げ、予想される質問への応答を考えることにより、いわゆるプレゼン能力あるいはコミュニケーションスキルの涵養に資する。
- ② 報告会まで
  - i)上記 I ①の手続を行う(教務係)
  - ii)上記I②の届出を行う
    - 届出先

法学類教務委員長(中村:mnaka@staff.kanazawa-u.ac.jp)

• 届出内容

報告者氏名、指導担当教員名、報告タイトル(原則として、最終的に提出する「判例研究」論稿表題と同一のもの)、対象判例(典拠共)、司会者氏名

※本届出を受け、法学類教務委員会で報告順等を決定

- iii)報告会レジュメの作成・印刷
  - ・レジュメ作成時の注意

A4 サイズ 1 頁程度で事案の概要・判旨・関連判例・論点を簡潔に纏めること、「判例研究」の全体像が理解され易いか、報告時間内に論旨を十分展開できる範囲に論点が絞り込まれているか、に配慮すること

・印刷部数

総合法学コース所属学生数に10程度を加えた部数

#### ③ 報告会

- i)レジュメを持参し、報告時に配布すること
- ii) 1 報告者あたりの時間は30分とする(報告時間20分・質疑応答時間等10分)
- iii) 司会者は、まず報告者の紹介をし、報告後に報告内容の要約を行い、質疑に移ること〔別添司会要領参照〕

#### I 「判例研究」(2019 年度後期) のタイムスケジュール

① 志望書配布から判例研究申請書提出まで〔別紙参照:掲示済〕 7月下旬-10月4日(金)12時(正午)

②「判例研究」報告会用報告タイトル等届出期限〔下記Ⅱ②ⅱ)参照〕 11月27日(水)17時

③「判例研究」報告会〔下記Ⅱ参照〕 <u>1月17日(金)2-4限(予定)</u>

1月21日(火)4限(予備日)

④「判例研究」提出期限〔別紙参照:掲示済〕 1月23日(木)12時(正午)

#### Ⅱ 「判例研究」報告会について

#### ① 目 的

- i) 指導教員以外の教員、学生を前にして報告することを念頭において「判例研究」を執筆することにより、その水準を高める。
- ii) 口頭での報告を練り上げ、予想される質問への応答を考えることにより、いわゆるプレゼン能力あるいはコミュニケーションスキルの涵養に資する。

#### ② 報告会まで

- i)上記 I ①の手続を行う(教務係)
- ii)上記I②の届出を行う
  - 届出先

法学類教務委員長(中村:mnaka@staff.kanazawa-u.ac.jp)

• 届出内容

報告者氏名、指導担当教員名、報告タイトル(原則として、最終的に提出する「判例研究」論稿表題と同一のもの)、対象判例(典拠共)、司会者氏名

※本届出を受け、法学類教務委員会で報告順等を決定

- iii)報告会レジュメの作成・印刷
  - ・レジュメ作成時の注意

A4 サイズ 1 頁程度で事案の概要・判旨・関連判例・論点を簡潔に纏めること、「判例研究」の全体像が理解され易いか、報告時間内に論旨を十分展開できる範囲に論点が絞り込まれているか、に配慮すること

・印刷部数

総合法学コース所属学生数に10程度を加えた部数

#### ③ 報告会

- i) レジュメを持参し、報告時に配布すること
- ii) 1 報告者あたりの時間は30分とする(報告時間20分・質疑応答時間等10分)
- iii) 司会者は、まず報告者の紹介をし、報告後に報告内容の要約を行い、質疑に移ること〔別添司会要領参照〕

#### 総合法学コース判例研究報告会・司会要領

各報告の司会を担当する皆さんには、本要領を参照の上、報告者にも参集者にも、そして自分自身にとっても有意義な報告会となるよう、ご協力をお願いします。

#### 1:基本的な心構え

司会と進行を混同しないようにしましょう。単に、報告者に報告開始を促し、参集者に 質問はないかと尋ねるに過ぎないのでは、不十分です。

#### 2:事前の準備

- (1)研究報告の対象となっている <u>判例</u>と報告者が扱う <u>問題点の双方</u>について、可能な 範囲でかまいませんので、概略を把握してください。
- (2) 次に、当日までに必ず、報告者とアポイントを取り、<u>報告の流れ(時間配分等)を確認</u>するとともに、質疑時間の進行方法について打ち合わせをし、報告者が応答しやすいように、ある程度、<u>議論の流れ</u>を想定しておきましょう。

#### 3:当日

- (1)総合司会者から司会を任された後、参集者に報告者を紹介して、報告者に報告を開始してもらいましょう。
- (2) 報告中は、ただ漫然と聞いているのではなく、事前に確認した流れをフォローするとともに、報告者の様子、参集者の反応などを見ながら、質疑に備えてください。
- (3)報告終了後、司会者が報告のポイントを 1 分程度で説明してから、質疑に入る旨、宣言してください。その際、①発言を求める場合は挙手すること、②発言に先立って学生と名前を告げること、に注意を促すとともに、③発言は、報告に対する質問だけでなく、発言者の意見の表明、感想(単なる印象は不可)でも良い旨、一言添えてください。
- (4) 質疑への応答は、直ちに報告者に振って、差し支えありません。
- (5) 発言が少ない場合は、総合法学コースに所属する学生に発言を促してください。必要であれば、報告者と相談して、指定発言者ないし協力者を予め用意しておくのも、あるいは有効かもしれません。
- (6) 質疑の終わりに、指導教員または専門の近い先生で出席されている方に発言を求めてください。
- (7)報告会の時間帯が限られているので、時間厳守でお願いします。

# 判例研究の

# アカンサスポータル上での公開に関する承諾書

判例研究題名	
学籍番号	
学類・コース 法学類 ・ 総合	合法学コース
著 者 名	
上記の判例研究について(該当する項目をチェ	ェックしてください)、
□ PDF原稿による公開を承諾します	<b>-</b>
(注) PDF原稿はアカンサスポータルより	) ダウンロード及び印刷が可能な状態で公開されます。
□ PDF原稿による公開を承諾しませ	せん。
(注) 承諾しない場合でも判例研究題名及び	著者名はアカンサスポータル上で公開されます。
金沢大学人間社会学域法学類長 殿	
年 月 日	
氏名	印